

令和 6 年度

第 1 回

千歳市学校給食センター運営審議会

日 時 : 令和 6 年 4 月 2 5 日(木)午後 2 時 0 0 分

場 所 : 千歳市役所第 2 庁舎 1 階会議室 2

会 議 次 第

1 開 会

2 新委員及び事務局紹介

3 委員長挨拶

4 議 題

(1) 学校給食費改定に係る実施時期見直しについて

経過報告

実施時期見直しについて

5 その他

6 閉 会

学校給食費改定に係る実施時期見直しについて

1 経緯等

本市の学校給食費は、平成 26 年度以降、改定せず据え置いてきたことで近隣市町村の中でも低い水準となっている。令和 6 年度から学校給食費会計の公会計化に伴い、歳出予算については児童生徒に必要なエネルギー量や栄養バランスの取れた学校給食を安定的に提供するために必要な水準の賄材料費を定めた。

また、歳入予算について、学校給食費は、受益者負担の原則から保護者に負担いただくほか、一部を市が補填（約 6,336 万円）した上で、令和 6 年 7 月から見直すこととしていたが、保護者への周知期間を十分に確保することが必要と考え、改定の実施時期を見直すこととした。

2 実施時期の見直し理由等

- （１）物価高騰が続いている状況で、保護者への周知期間を十分に確保するため、実施時期を延期する。
- （２）納入通知書発行等の事務処理も考慮し、年度で区切った実施時期の見直しとする。
- （３）保護者理解を十分に得るため、実施時期を延期することから、児童・生徒分等の学校給食費見直しは令和 7 年 4 月からとする。

実施時期の見直しに伴い学校給食費の減収が生じるが、必要とする水準の賄材料費は維持し、歳出については見直しを行わない。

3 実施時期見直しの内容

（１）区 分

区 分		R6.4.1～R7.3.31	R7.4.1～	賄材料費を基にした単価（参考）
小学校	低学年児童（約 2,500 人）	2 4 7 円	2 7 9 円	3 0 1 円
	高学年児童（約 2,600 人）	2 6 6 円	3 0 1 円	3 2 5 円
	教職員（約 500 人）			
中学校	生徒（約 2,550 人）	3 0 4 円	3 4 3 円	3 7 2 円
	教職員（約 400 人）			
北海道千歳高等支援学校	生徒（62 人）			
	教職員（34 人）			
支笏湖保育所（副食のみ提供）	園児（3 人）	1 3 5 円	1 4 4 円	1 5 6 円
	教職員（6 人）			
試食会	小 学 校	2 6 6 円	3 0 1 円	3 2 5 円
	中 学 校	3 0 4 円	3 4 3 円	3 7 2 円
学校給食センター職員（約 100 人）		2 6 6 円	3 0 1 円	3 2 5 円

（２）実施時期見直し後の減収額

実施時期の見直しに伴う児童・生徒分等の減収額は、約 4,726 万円

4 保護者や学校等への周知

（１）保護者・教職員への周知

保護者・教職員については、総務文教常任委員会への報告の後、学校を通じて学校給食費の見直しについて周知を行うとともに、5 月中旬の納入通知書の発送に合わせて同様の周知を行う。

(2) 北海道千歳高等支援学校などへの対応

総務文教常任委員会への報告の後、北海道千歳高等支援学校等に説明を行うとともに、保護者に対し学校を通じて学校給食費の見直しについての周知を行う。また、支笏湖保育所については、こども福祉部を通じて保護者等に周知を行う

5 予算措置

令和 6 年第 2 回定例会の一般会計補正予算の中で歳入予算の財源振り替えを行い整理。

令和 6 年 1 月 22 日

千歳市教育委員会 様

千歳市学校給食センター運営審議会
委員長 渡 辺 弘 行

令和 6 年度学校給食費の改定について（答申）

令和 6 年 1 月 22 日千教給第 45 号をもって諮問がありました令和 6 年度学校給食費の改定について、当審議会における審議の結果は下記のとおりです。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものでありますので、その重要性に鑑み、引き続き特段のご配慮をお願いします。

記

1 審議結果

諮問内容と変更なし

< 給食費改定額 >

(1) 1 食あたり単価

区分		現行	改定（案）	引き上げ額
小学生	低学年	2 4 7 円	3 0 1 円	5 4 円
	高学年	2 6 6 円	3 2 5 円	5 9 円
中学生		3 0 4 円	3 7 2 円	6 8 円

(2) 1 食あたり単価のうち保護者負担額

区分		現行	改定（案）	引き上げ額
小学生	低学年	2 4 7 円	2 7 9 円	3 2 円
	高学年	2 6 6 円	3 0 1 円	3 5 円
中学生		3 0 4 円	3 4 3 円	3 9 円

(1) との差額（小低学年：2 2 円、小高学年：2 4 円、中学生：2 9 円）は市負担とする。

2 改定年月日

令和 6 年 7 月 1 日 → 令和 7 年 4 月 1 日